

令和3年度

高槻市農地等利用最適化推進
施策等に関する意見回答

令和2年12月25日

高 槻 市

1 都市農業振興施策全般について

①生産緑地法の改正に伴う対応

「特定生産緑地制度」につきましては、令和元年度から指定手続きの受付を開始し、説明会を実施するなど周知に取り組んでいるところです。今後も都市農地の保全に向けて、引き続き農業関係団体や関係部局と連携しながら周知等に取り組み、指定を進めてまいります。

②受託組織に対する支援

受委託組織につきましては、JAたかつきが取り組む農作業受委託事業、後継者育成事業の取組に対する支援をはじめ、地域農業の担い手となる受託組織の育成などに、引き続きJAたかつきや農業関係団体と連携を図り、取り組んでまいります。

③農業用機械共同化に対する支援

農業用機械の共同化につきましては、大阪府と連携を図りながら、大阪版認定農業者支援事業を活用し、引き続き支援してまいりますので当該事業をご活用ください。

④優良な担い手の確保に向けた取り組み

地域の農業者や大阪府と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成し、担い手不足の解消に努めてまいります。

⑤農業経営を継続していくための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮、また優良農地における税のさらなる減免につきましては、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

⑥小規模な農地の集約化事業の推進

小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

⑦営農活動への支援

農業関係団体や地域との意見交換や勉強会等を開催しておりますので、引き続きこれらの機会を通じ、地域の実情に応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

①学校給食における地産地消の推進

高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。また、高槻産農産物の使用枠は確保しており、それを満たすよう生産者に供給量の増加を働きかけるほか、学校以外の公共施設での使用についても検討してまいります。

②学校学習田支援事業について

本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけでなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、規模が縮小になったものの、小学校31校で実施させていただきました。

今後も予算確保に努めるとともに、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していきたいと考えております。また、頂戴しましたご意見等については、関係機関において、情報共有が図られるよう努めてまいります。

③高温障害対策

水稻の高温障害につきましては、本市において直接的な影響が発生しているという情報は把握しておりませんが、現在、大阪府においては高温耐性に優れた「にこまる」が産地品種銘柄に設定され、異常高温下において収量の低下が少ないものと聞いております。引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

①農道や水路等の整備

地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。また、これら施設の点検作業や保守管理につきましては、管理者である地元農業関係団体等において実施いただくよう、お願いいたします。

また、市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

②農業用水の確保対策

地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

③農業基盤保全事業の利用推進

農業施設の老朽化等の対策につきましては、引き続き、農業基盤保全事業の計画的かつ効果的な活用をお願いいたします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります。また、複数年度にわたる事業の実施が可能となっております。また、採択要件を緩和した需給調整促進特別対策事業がありますので、一般土地改良事業の要件に満たない小規模な事業はそちらをご活用ください。

④農地の地力の増進への支援

レンゲの利用につきましては、地力増進や良好な景観形成、さらには市民への憩いの場の提供に寄与していることから、数量確保に努めながら、引き続き希望者へ種子の配布を行い、普及促進を図ってまいります。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

①有害鳥獣対策

(Ⅰ) 予算につきましては、被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(Ⅱ) 有害鳥獣の被害対策として防護柵設置に対する事業につきましては、被害状況等を踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。電気柵につきましてはバッテリー等を含めた資材及びその更新について補助対象となっております。また、既存柵につきましては、自然災害にかかる補修について補助対象となっておりますのでそれぞれご活用ください。

(Ⅲ) 有害鳥獣の防除対策としての捕獲檻の設置につきましては、国事業を活用し設置数の拡大に努めるとともに、地域農業者と協議し、既存檻の再配置等の有効利用を図ります。また、捕獲檻・囲い罠以外の罠につきましては、危険性や運用面に課題があることから、対象としておりません。

(Ⅳ) サルやカラスによる農作物への被害対策につきましては、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用をご検討ください。

(Ⅴ) 農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの駆除について

ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えておりますが、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

③不法投棄への対策

不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。農地へのゴミの不法投棄につきましては、告知看板等による啓発に努めてまいります。フェンスの設置につきましては、各農業者や農業関係団体等での対応をお願いいたします。

④農道の管理

農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めてまいります。指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

⑤農業用水路等の管理

市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、開発事業に伴う農業用水路の暗渠化については、開渠を基本とした指導を引き続き行ってまいります。なお、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理

地元農業関係団体等が所有する農業用水路につきましては、地元管理を原則としていることから、持続可能な管理方法等についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

農道につきましても、地元管理を原則としていることから、農業基盤保全事業を活用することも視野に入れご検討くださいますようお願いいたします。

⑦ため池の適正な管理

(I) ため池に入るなどの行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて小中学生に対し、ため池に立ち入らないよう指導してまいります。

(Ⅱ) 庁内関係各課をはじめ、警察、消防等と連携して、ため池や水路の危険箇所の点検を行っております「こどもの水の事故防止運動合同パトロール」等を通じ、引き続き適切な安全対策を図ってまいります。

(Ⅲ) ため池の安全柵につきましては、地元農業関係団体等の施設となるため、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

(Ⅳ) ヒシ等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。

⑧農業用水の水質保全

農業用水の水質検査につきましては、用水取水期に市内9地点で実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、原因者に対する改善指導を行い、油や汚水等の流入の未然防止を図っております。

農業用水等に関係のある開発事業については、開発事業の手續等に関する条例（以下、開発条例）における本市との事前協議の際に、用排水等に支障をきたさないよう指導するとともに、地元農業関係団体との協議・調整を図るように指導してまいります。

⑨良好な農空間の維持

開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。

⑩農業用水路の占拠への対策

里道・水路の不法占拠につきましては、関係法令に基づき除却及び原状回復に向け指導等の対応を行ってまいります。

付帯する意見・要望

○ 地産地消や食育啓発、主産地育成事業に関連した意見・要望

①レンゲの里とコスモスロード等につきましては、地域に密着した事業として多くの市民に親しまれており、農業に対する地域住民の関心や理解につながっております。今後も、関係機関と協議・連携を図りながら支援してまいります。

○ 農地の保全に向けた農業施設の整備に関連した意見・要望

①芥川流域の浚渫工事

大阪府においては、府管理河川の堆積状況調査に基づき、計画的に浚渫を行われているところですが、引き続き、地域の要望を伝え、適切に維持管理を行うよう、働きかけてまいります。

②女瀬川流域の浚渫工事

女瀬川につきましては、河川管理者である大阪府におかれて、河床低下対策など実施されているところですが、草刈り等も含め、大阪府に対し、適切な維持管理に努めるよう、要望してまいります。また、関連する公有水路につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

③五領地区を中心とした河川の浚渫工事

一乗寺川や三五郎川、萩之庄川につきましては、引き続き、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

④芥川地区今井手水路の浚渫工事

地元農業関係団体等と現地立会の上、浚渫工事实施の必要性を検討してまいります。

⑤排水機場周辺の適正な管理

道鶴・前島地区における排水機場周辺の公有水路につきましては、地元農業関係団体等と協議・調整しながら、引き続き、整備・維持管理を行ってまいります。

⑥芥川流域の取水堰堤の補修

用水確保のための取水堰堤等については、地元農業関係団体等の施設となるため、農業基盤保全事業の活用について検討をお願いいたします。

⑦森林の保全対策

倒木対策につきましては、現在大阪府森林組合が実施する「森林災害復旧事業」に本市、国、大阪府が協調し支援しており、また、大阪府により森林環境税を財源とした、治山ダムの設置に順次取り組まれ、迅速かつ計画的な森林の復旧に向けて鋭意取り組んでおります。

今後も引き続き、国や大阪府等と連携しながら対応してまいります。

⑧河川の保全対策

危険溪流の流木対策としましては、大阪府により森林環境税を財源とした、治山ダムの設置に順次取り組まれており、今後も引き続き継続的に行われるよう、要望を行ってまいります。

また、流木や道路沿いの倒木につきましては、国や大阪府等と連携して対応してまいります。

地元農業関係団体等の施設である用水確保のための取水施設については、農業基盤保全事業をご活用ください。

○ 農空間を取り巻く良好な環境の形成に関連した意見・要望

①新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

西日本高速道路株式会社としては、油流出防止のため、油水分離槽等を設置・運用されていると伺っております。また、交通事故等による油の流出等により水質汚濁等のおそれもしくは確認された場合は、事象に応じて関係機関と連携し、被害拡大防止のため迅速に対応してまいります。

②市道原成合線周辺の営農環境への配慮

不法投棄防止につきましては、不法投棄禁止の警告看板設置やパトロールを実施してまいります。農業用水路等につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

③五領地区における環境保全

産業廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、飛散・流出を防止するための必要な措置を講じるよう、立ち入り調査時等の機会がある度に事業者に対し引き続き指導を行ってまいります。

農業用水の水質検査につきましては、用水取水期に五領地区を含む市内9地点で実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。

④三箇牧地区における環境保全

事業所からのコンクリート粉じんにつきましては、その発生防止に努めるよう事業者に啓発してまいります。

三箇牧地区の路上迷惑駐車対策及び通行規制の要望につきましては、高槻警察署と協議するなど連携して対応してまいります。

⑤地域の特性に応じた有害鳥獣対策

- (I) イノシシ、シカ用の捕獲檻につきましては、国の事業を活用し、設置数の拡大に努めるとともに、地域農業者と協議し、既存檻の再配置等の有効利用を図ります。里山の利用保全につきましては、今後も市民協働による活動が継続的に行われるよう、必要な支援を実施してまいります。

(Ⅱ) 五領地区の捕獲対策の強化につきましては、駆除活動を希望される場合は、地区代表者を通じて、農林緑政課へご相談ください。また、アライグマ等の被害につきましては、関係機関と連携を図りながら、捕獲檻貸し出しを行い今後も農作物被害の防止に努めてまいります。

⑥侵略的外来水生植物への対応

特定外来生物につきましては、広く地域で取り組めるよう引き続き情報提供に努め、関係機関及び団体の協力のもと、必要に応じて現地確認及び駆除作業を実施してまいります。